

子ども手当の支給について

「子ども手当」は、平成23年9月までの間、これまでと同じ月額1万3千円が引き続き支給されます。

既に受給していて、支給対象となる子どもの数に変更がない方は、手続きの必要はありません。ただし、10月に届出・申請などが必要となる場合があります。



▼子ども手当の目的

子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために支給される手当です。手当は子どもの保育料、給食費など、この目的のために使途することを経法律によって定められています。

▼支給対象者

中学校修了前（中学3年生）までの子どもを養育している方

▼支給額（平成23年9月分まで）

子ども1人につき  
月額1万3千円

▼支給時期

次回 10月（6月分・9月分）

◆出生や転入などの場合は手続きが必要ですが

出生や黒潮町への転入により、新たに受給資格が生じた場合や、子ども手当の対象人数が変わった場合は、役場窓口（公務員の方は勤務先）での申請手続きが必要です。また、受給者が公務員になった場合も手続きが必要です。必要書類については、窓口までお問い合わせください。

注意！

子ども手当は、申請のあった翌月分からの支給になります。手続きが遅れますと、遅れた月分の手当が受給できなくなりますので、ご注意ください。

◆現況届について

平成23年6月の現況届の提出は必要ありません。

◆寄附について

子ども手当の全部または一部を、黒潮町の子育て支援事業に生かすために寄附することができます。寄附をご希望の方は、手当支給月の前月の20日までに役場窓口へ申し出てください。

※この記事は6月時点での法律に基づき作成されています。以降に法律が改正などされる場合があります。

問 本庁住民課 住基戸籍係

☎ 43-2800（直通）

佐賀支所 地域住民課

総合窓口第2係

☎ 55-3701（直通）

密漁は犯罪です！

貴重な水産資源をまもるため、高知県漁業調整規則により、下表のように採捕禁止期間などが定められています。

違反者は「6カ月以下の懲役」もしくは、「10万円以下の罰金」が適用されます。



警察署と合同で海岸をパトロール

名称	禁止期間	体長等の制限
いせえび	5月1日～9月15日	殻長13cm以下
とこぶし・あなご	9月1日～翌年3月31日	殻長3cm以下
あわび	9月1日～翌年3月31日	殻長9cm以下
さざえ	9月1日～翌年3月31日	
てんぐさ類	9月1日～翌年2月末日	
ふのり	10月1日～翌年2月末日	
あらめ	10月1日～翌年6月30日	

※「禁止期間外」であっても、漁業協同組合員でなければ採捕できません。

◆地域の皆さまにお願い

密猟者たちは、買い手がなければ不法行為をやめることになりません。密漁品と思われるものは購入せず、警察に通報するなどのご協力をお願いします。

問 佐賀支所 海洋森林課

水産振興係

☎ 55-3115（直通）